

第2 基準内容の説明

1. 設置場所

(1) 屋外タンク

事故又は異常事態の発生に際して、当該事業所^{注(1)}以外の場所に危害が及ばないように、タンクの設置場所は、当該事業所内で敷地境界線^{注(2)}から十分離れた場所とする。具体的な距離は、毒劇物の種類、性状、タンク容量等を考慮して定めるべきものであるが、おおむね、次表に示す距離を採ることが必要である。

ただし、除害装置、被害局限装置等があり、十分に安全性が確保されている場合には、距離を減じることは差し支えない（例えば、塩酸タンク周囲のウォーターカーテンなど）。

敷地境界線からの距離

タンク容量(kl) 性状	毒物	1～3	3～10	10～30	30～100	100～ 300	300～ 1,000	1,000～
	劇物	10～30	30～100	100～ 300	300～ 1,000	1,000～ 3,000	3,000～ 10,000	10,000～
気体		3	5	9	12	15	20	20
液体 (揮発性)		2	3	5	9	12	15	20
液体 (不揮発性)		1.5	2	3	5	5	9	12

気体、揮発性液体、不揮発性液体の実例については参考資料2としておく。

(単位：m)

(2) 屋内タンク及び地下タンク

屋内タンク貯蔵所のタンクは、専用の部屋又はこれに準じる施設内(以下「屋内タンク室」という。)に、地下タンク貯蔵所のタンクは専用の部屋(以下「地下タンク室」という。)に設置する必要がある。ただし、屋内タンク貯蔵所にあつては貯蔵する毒劇物の性状、タンクの容量、屋内の状況等からみて、事故又は異常事態の発生に際して保健衛生上の危害を生ずることがないように必要な措置が講じられている場合には、屋内の一部に適当な区画を設けて設置しても差し支えない。

屋内タンク室及び地下タンク室を設ける際には、貯蔵する毒劇物の種類、周

困の状況を考慮して毒劇物が漏えい等した場合において不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれのある場所を避ける必要がある。さらに地下タンク室については、地下タンク室が悪影響を受けるおそれのある場所を避ける必要がある。

たとえば、地下街、下水溝、鉄道線路敷、海又は河川等には注意を要する。

注(1) 事業所について

① 事業所（単独）

一つの事業所で立地している場合をいい、具体的には次のものがある。

ア) 毒劇物を製造する製造所

イ) 毒劇物を輸入する営業所

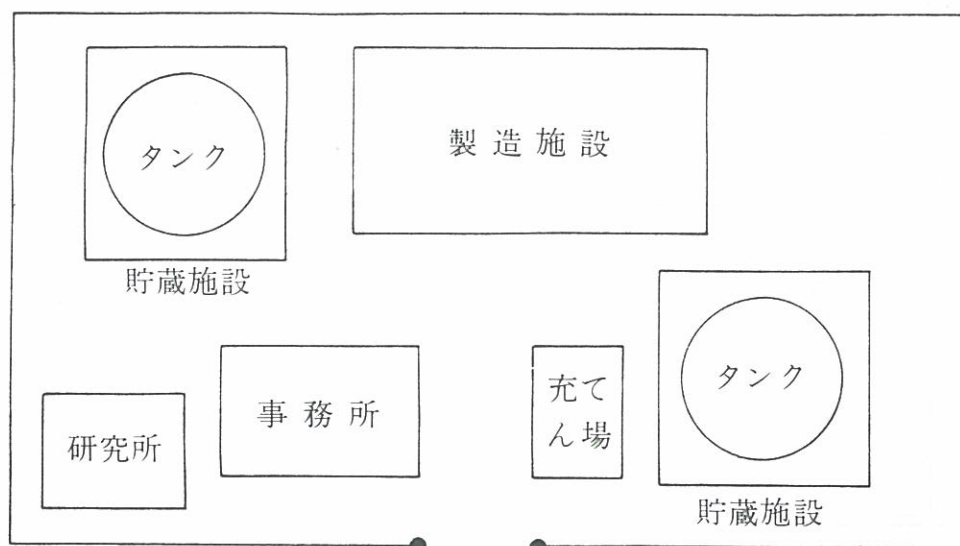
ウ) 毒劇物を販売する店舗

エ) 毒劇物を取扱う事業所

オ) 毒劇物を貯蔵する貯蔵所

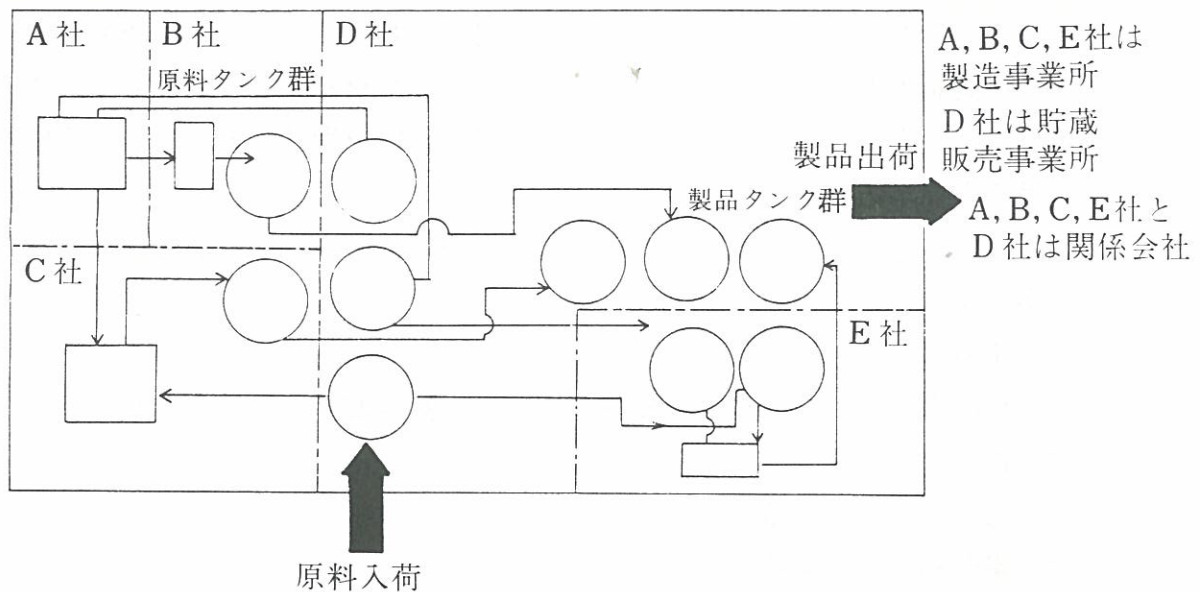
カ) ア)～オ)を組み合わせた事業所

キ) ア)～カ)以外に研究所、毒劇物以外の物の製造又は貯蔵等の施設をもつ事業所



② 事業所（複合）

二つ以上の事業所が隣接して立地し、当該事業主が共同で製造、取扱、貯蔵各施設を分担又は共有し若しくは製造工程を分担し、あたかも同一事業主が一事業所内で製造、取扱、貯蔵を行っているような事業所をいう。



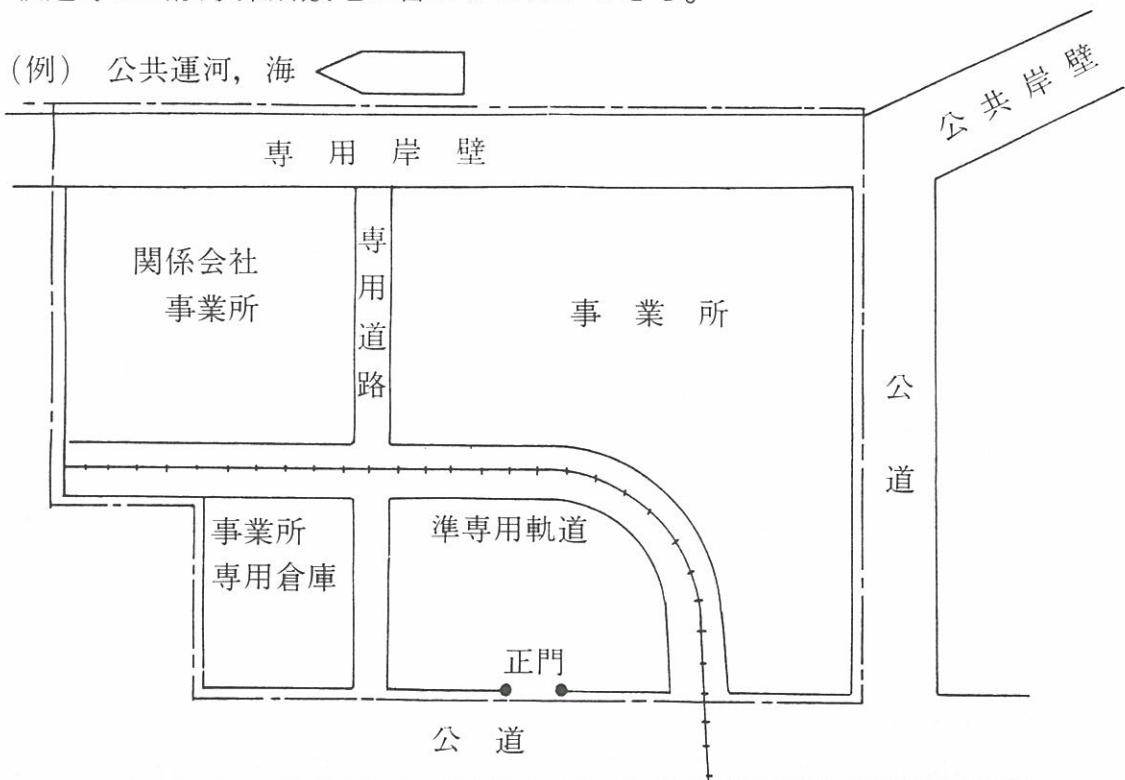
(注)関係会社とは資本的なつながりがありかつ、製造販売に関して原料的なつながりのある会社をいう。

注(2) 事業所敷地境界線について

事業所敷地境界線とは、事業所の敷地と隣接している敷地であって、当該事業主の所有地、借用地又は専用地以外の敷地との境界線をいう。

隣接敷地に設置されている事業所の専用又は専用に類する岸壁、道路、鉄道、軌道等は当該事業所敷地に含めることができる。

(例) 公共運河、海



敷地境界線